

長崎労働局発表
平成30年4月17日（火）

長崎労働局 健康安全課
健康安全課長 渡邊 正
課長補佐 古川 寿満
電話 095-801-0032（直通）

「第13次労働災害防止計画」を策定

長崎労働局（局長 小玉 剛）では、長崎県内の労働災害の現状分析と課題（別紙1参照）を踏まえ、平成30年度を初年度とする新たな労働災害防止のための5か年計画（「長崎労働局第13次労働災害防止計画」）を別添のとおり策定しました。

労働災害防止計画とは、労働災害の減少や労働者の健康確保を目的とする中期計画で、今般、「誰もが安心して働くことができる職場」の実現に向けて「第13次労働災害防止計画」を策定したものであり、そのポイントは以下のとおりです。

（別紙2 長崎労働局「第13次労働災害防止計画」の概要参照）

1 今後5年間の全業種を対象とした主要目標として、

【死傷災害】については、

過去5年間（平成25～29年）の労働災害の死傷者数の平均を基準とし、2022年までに、死傷者数を5%以上削減することを目標としています。

【死亡災害】については、

過去5年間（平成25～29年）の労働災害による死亡者数に比べ、5年間の累計死亡者数を15%以上減少させることを目標としています。

2 【業種別労働災害防止対策】については

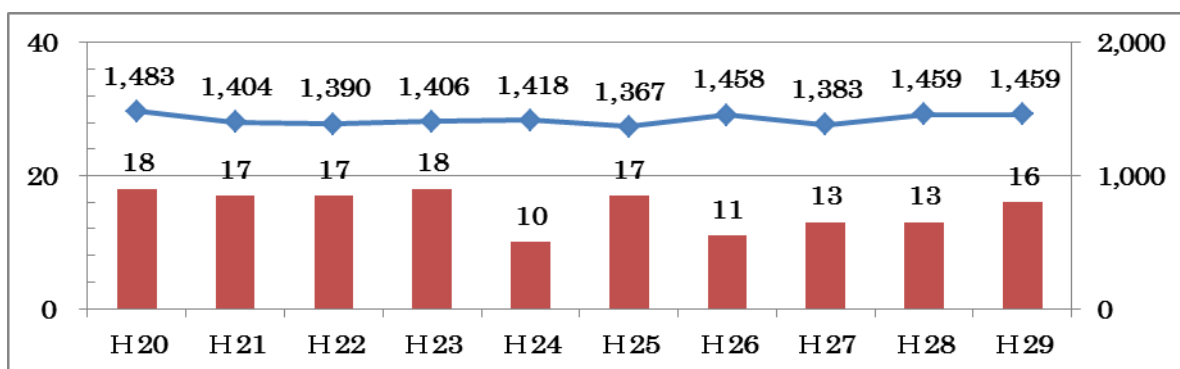
労働災害件数が全産業に占める割合が多い業種や増加している業種、死亡災害など重篤な災害が多い業種等、具体的には、建設業、製造業（造船業、食料品製造業）、第3次産業（小売、社会福祉施設）及び道路貨物運送業を労働災害防止の重点業種として、各業種ごとにも数値目標を掲げ、各種の対策を講じることとしています。

（注）造船業や食料品製造業は、長崎局独自の重点業種となります。

3 【労働者の健康障害防止対策】について

メンタルヘルス対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛予防対策、熱中症予防対策及び受動喫煙防止対策にも数値目標を設定し、必要な対策を講じることとしています。

長崎県内労働災害発生状況の推移（平成20～29年）

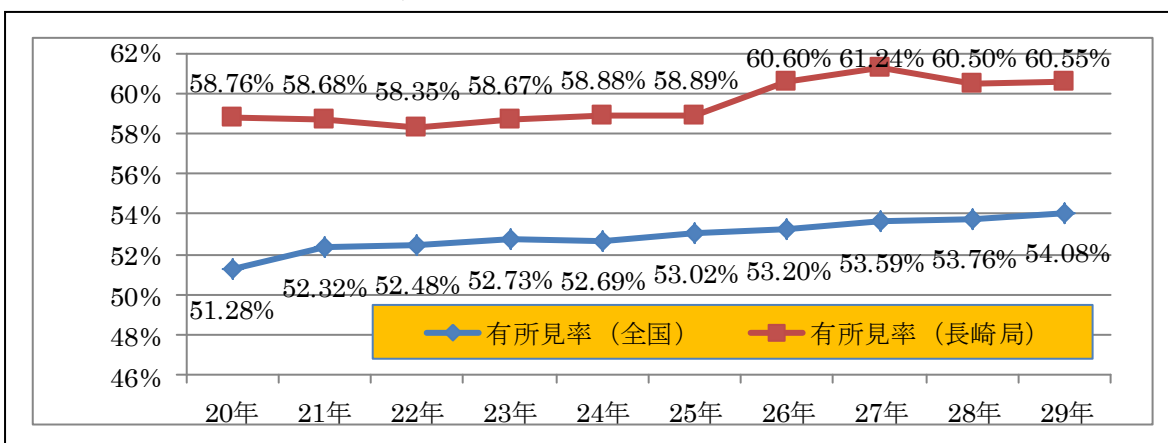


長崎県内の第12次労働災害防止計画最終年（平成29年）の労働災害による死傷者数（死亡及び休業4日以上災害）は、1,459人で、目標（1,205人）を達成することは出来なかった。累計（平成25～29年）の死亡者数は70人で、前5年間（平成20年～24年）の累計と比較して、10人減少したものの、15%の削減目標には届かなかった。

災害の発生状況を分析すると「転倒災害」が急増しており、平成27、28年は災害全体の25%以上を占めている。特に小売業、社会福祉施設、食料品製造業の3業種で、半数以上を占めている。

また、死亡災害等の重篤な災害に繋がる「墜落・転落災害」は、建設業や造船業を中心に、災害全体の17.5%を占めており、今後とも「墜落・転落災害」防止の徹底が必要である。

定期健康診断有所見率（平成20～29年）



長崎県内の定期健康診断における有所見率は、生活習慣病の3大原因とされる血糖値、血圧、血中脂質を中心として、全国平均より3～4ポイント高い状態が続いており、また、製造業の一部の業種で聴力（4,000HZ）の有所見率についても全国平均を上回っている。

業種別に見ると運輸交通、教育研究等の業種で、全国平均に比較して10ポイント程度高い有所見率を示している。

これは、若年層の県外流失により、長崎県内の労働者の年齢構成比が、全国と比べて、50才～69才までの年齢構成が約3%高くなっていることが、要因の一つと考えられる。有所見率改善のために、健康診断事後措置の徹底をはじめ、更なる健康保持増進対策の推進が必要である。

長崎労働局「第 13 次労働災害防止計画」の概要

第 13 次労働災害防止計画の策定

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です。（計画の期間は、2018 年度～2022 年度の 5 年間）

今般、「誰もが安心して働くことができる職場」を実現するために、第 13 次となる労働災害防止計画が厚生労働省より示され、長崎労働局では、これを受け局内の課題等を踏まえた「長崎労働局第 13 次労働災害防止計画」を策定し、労働災害防止に取り組みます。

現状と課題

①労働災害による被災者数（2017 年）

- 死亡者数：16 人
- 死傷者数：1,459 人（確定）
 - ◆ 労働災害は長期的には減少しているが、第三次産業では増加（特に社会福祉施設において増加）
 - ◆ 死亡災害も減少しているが、依然、建設業・製造業での割合が高い
 - ◆ 転倒による労働災害が増加

②過労死等、脳・心臓疾患及び精神障害による労災認定者数（2016 年）

- 死亡者数：7 人
- 労災認定者数：15 人
 - ◆ メンタルヘルス対策の知識を持った者がいないとして、当該対策に取り組む事業者の割合が低い
 - ◆ 傷病を抱える労働者は、労働人口の 3 人に 1 人いるとされており、労働力の高齢化の進行が見込まれる中、当該労働者への健康確保対策が必要な状況にある

【全体目標】

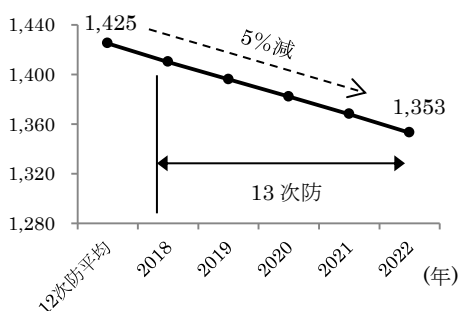
① 13 次防期間中の労働災害による死亡者数を 12 次防期間中の累計死亡者数より **15%以上減少**

② 労働災害による死傷者数を 12 次防期間中の平均死傷者数より、2022 年までに **5%以上減少**

災防期間ごとの労働災害の推移（9 次防～12 次防）

	9 次防 期間平均	期間中 死亡計	10 次防 期間平均	期間中 死亡計	11 次防 期間平均	期間中 死亡計	12 次防 期間平均	期間中 死亡計	平成 29 年 年千人率
製造業	472	17	396	15	359	18	335	11	4.4
9 次防からの増減率(%)	—	—	-16%	-12%	-24%	6%	-29%	-35%	
(食料品製造業)	138	3	133	2	132	2	128	0	7.3
9 次防からの増減率(%)	—	—	-4%	-33%	-4%	-33%	-7%	-100%	
(輸送用機械器具)	81	3	67	6	62	7	57	4	6.4
9 次防からの増減率(%)	—	—	-17%	100%	-23%	133%	-30%	33%	
建設業	404	54	284	37	195	30	198	26	6.5
9 次防からの増減率(%)	—	—	-30%	-31%	-52%	-44%	-51%	-52%	
道路貨物運送業	128	10	127	11	107	8	99	6	7.7
9 次防からの増減率(%)	—	—	-1%	10%	-16%	-20%	-23%	-50%	
林業	25	2	20	1	18	3	12	1	60.3
9 次防からの増減率(%)	—	—	-20%	-50%	-28%	50%	-52%	-50%	
第 3 次産業	483	16	584	19	620	14	661	15	2.0
9 次防からの増減率(%)	—	—	21%	19%	28%	-13%	37%	-6%	
(小売業)	136	5	140	3	141	1	156	1	2.5
9 次防からの増減率(%)	—	—	3%	-40%	4%	-80%	15%	-80%	
(社会福祉施設)	22	0	55	0	89	0	122	0	2.7
9 次防からの増減率(%)	—	—	150%	—	305%	—	454%	—	
業種合計	1,671	101	1,531	90	1,420	80	1,425	70	2.8
9 次防からの増減率(%)	—	—	-8%	-11%	-15%	-11%	-15%	-32%	

※年千人率とは、労働者 1,000 人あたり、1 年間に発生する死傷者数で、年間死傷者数/労働者数×1,000 で求められる
 ※年千人率に用いた労働者数は、「平成 26 年経済センサス基礎調査」による



重点業種対策

建設業対策

【目標】

死亡者数を 12 次防累計
死亡者数より 15%以上
減少

- フルハーネス型安全帯の使用を徹底し、足場等様々な高所からの墜落・転落災害対策を推進
- 解体工事での安全の確保、アスベストばく露防止対策を徹底
- 自然災害に被災した地域の復旧等工事における労働災害防止対策を徹底
- 建設業の許可基準並びに入札要件に安全衛生の取組事項を盛り込んでもらうよう地方自治体へ要請

製造業対策

【目標】

死亡者数を 12 次防累計
死亡者数より 15%以上
減少

食料品製造業：死傷者数を 12 次防
平均死傷者数より 20%以上減少

造船業：死傷者数を 12 次防
平均死傷者数より 20%以上減少

- 4S、危険の見える化により、転倒災害防止対策を推進
- 食品加工用機械によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策を推進
- 現場における安全活動浸透のため、職長に対する教育の実施を促進
- 造船業における高所からの墜落災害及びクレーンによるはさまれ災害について安全対策を推進
- 重層下請構造にある造船業にあっては、統括安全衛生管理体制の確立と請負事業者との連絡調整の徹底

林業対策

【目標】

死傷者数を 12 次防平均
死傷者数より 20%以上
減少

- 伐木等作業の安全に関するガイドラインによる安全な伐倒方法等の普及
- 森林管理署などと連携し、伐木等作業現場での労働災害防止対策を推進

道路貨物運送業対策

【目標】

死傷者数を 12 次防平均
死傷者数より 5%以上減少

- 荷役作業における安全ガイドラインによる基本的な安全対策の徹底
- 国交省と連携し、荷主事業者へ待ち時間の短縮や荷役作業安全担当者の配置等を要請

第3次産業対策

【目標】

小売業：死傷者数を
12 次防平均死傷者数
より 5%以上減少

社会福祉施設：死傷者数を
12 次防平均死傷者数
より 5%以上減少

- 本社・本部による労働災害防止対策への参画の推進
- 危険の見える化、リスクアセスメントによる設備改善、危険予知活動の促進
- 労働安全コンサルタントなど専門家の活用（委託事業）を周知
- 非正規雇用労働者における労働災害防止対策の徹底（小売業）
- 介護労働者の腰痛予防のため介護機器の導入促進（社福）
- 転倒災害防止対策（社福）及び交通労働災害防止対策（小売業）の徹底

災害種別対策

機械災害対策

- 動力機械のリスクアセスメントの実施
- 設備・機械の経年劣化による労働災害防止のため点検・整備の徹底

転倒災害対策

- OSTOP!転倒災害プロジェクトの促進
- 加齢に伴う身体機能低下による転倒防止のための転倒防止体操の普及促進

交通労働災害対策

- 運行管理講習と併せた交通労働災害防止教育の実施
- あらゆる業界団体へ警察署等と連携し、交通労働災害防止を働きかけ

健康確保・職業性疾病対策

メンタルヘルス対策

【目標1】

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上

【目標2】

ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上

- 過重な長時間労働者やメンタルヘルス不調者に対する産業医による面接指導など労働者の健康管理の強化
- ストレスチェックによる高ストレス者に対する医師による面接指導の促進
- 集団分析結果を活用した職場環境改善の取組の推進
- メンタルヘルス担当者の配置とメンタルヘルス相談窓口の設置の推進
- 小規模事業場へのストレスチェック制度の普及促進
- パワーハラスメント対策の推進

化学物質対策

【目標】

化学物質安全データシート（SDS）の交付を受けている事業場の割合を80%以上

- OSDS情報を活用した化学物質リスクアセスメントの実施
- ラベル表示、SDS情報を活用した安全衛生教育の実施
- 石綿による健康障害防止対策の徹底

腰痛予防対策

【目標】

腰痛による疾病者数を12次防平均疾病者数より5%以上減少（第3次産業及び道路貨物運送業）

- 腰痛予防に関する安全衛生教育の実施
- 介護労働者の腰痛予防のため介護機器の導入促進
- 荷物の積み卸し等による腰痛対策の推進

熱中症予防対策

【目標】

熱中症による死傷者数を12次防平均件数より5%以上減少

- 夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業における熱中症予防の徹底
- JIS規格適合のWBGT値測定器の普及

受動喫煙防止対策

【目標】

受動喫煙対策に取り組んでいる事業場の割合を85%以上

- 職場での禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策の周知
- 喫煙室の清掃等、職務上受動喫煙対策の推進

傷病を抱える労働者等の健康確保対策

- 治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの周知啓発
- 傷病を抱えた労働者の支援の申出が躊躇なく行うことができるよう支援・相談体制の充実

電離放射線による健康障害防止対策

- 福島第一原子力発電所での緊急作業に従事した労働者へのメンタルヘルスケアを含めた健康相談窓口の周知
- 医療従事者の被ばく低減対策の徹底と被ばく線量の測定結果の記録保存

第 13 次労働災害防止計画

はじめに

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまでに12次にわたり策定してきた。

この間、産業災害や職業性疾病の防止に取り組む国、事業者、労働者等の関係者に対し、安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、我が国の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善した。

しかしながら、長崎県内における近年の状況を見ると、死傷災害については年間1,400人前後、死亡災害にあつてはここ数年10人台で推移しており、大幅な減少が図られていない状況にある。

また、第三次産業への就業人口の急速な移動や労働者全体の年齢階層が高年齢に移行していることもあって、かつてのような労働災害の減少は望めず、これまでとは異なった視点での対策が求められている。

一方、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされ、長時間労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策等に取り組むことが必要になっているほか、傷病を抱える労働者の健康確保対策を推進することも求められている。このほか、化学物質による健康障害の防止や、今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化も必要となっている。

このような状況を踏まえ、安心して働くことができる職場の実現に向け、2018年度を初年度として、5年間にわたり国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第13次労働災害防止計画」をここに策定する。

1 計画のねらい

(1) 計画が目指す社会

働く方々の一人ひとりがかげがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、一人ひとりの意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んで行く中で、従来からある単線型のキャリアパスを前提とするだけでなく、正規・非正規といった働き方の違い、兼業、副業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保されなければならない。

さらに、就業構造の変化等に対応した、高齢者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害を抱えた労働者の安全と健康の確保や、傷病を抱える労働者の治療と仕事の両立について、これを当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

(2) 計画期間

2018年度から2022年度までの5か年を計画期間とする。

(3) 計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- ① 第12次労働災害防止期間の5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間の労働災害による死亡者の数（5年間の合計値）を15%以上減少させる。
- ② 死傷災害（休業4日以上。以下同じ。）を第12次労働災害防止期間中の平均死傷者数（5年間の平均値）と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
- ③ 業種別の目標は以下のとおりとする。
 - ・ 建設業については、死亡災害を第12次労働災害防止期間の5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間の労働災害による死亡者の数（5年間の合計値）を15%以上減少させる。
 - ・ 製造業については、死亡災害を第12次労働災害防止期間の5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間の労働災害による死亡者の数（5年間の合計値）を15%以上減少させる。
 - ・ 食料品製造業については、死傷災害を第12次労働災害防止期間中の平均死傷者数（5年間の平均値）と比較して、2022年までに20%以上減少させる。
 - ・ 造船業については、死傷災害を第12次労働災害防止期間中の平均死傷者数（5年間の平均値）と比較して、2022年までに20%以上減少させる。
 - ・ 林業については、死傷災害を第12次労働災害防止期間中の平均死傷者数（5年間の平均値）と比較して、2022年までに20%以上減少させる。
 - ・ 道路貨物運送事業については、死傷災害を第12次労働災害防止期間中の平均死傷者数（5年間の平均値）と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
 - ・ 小売業、社会福祉施設については、死傷災害を第12次労働災害防止期間中の平均死傷者数（5年間の平均値）と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
- ④ 上記以外の目標については、下記のとおりとする。
 - ・ メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上（42%：H29）とする。
 - ・ ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場（労働者50名以上）の割合を60%以上（51%：H29）とする。
 - ・ 危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、安全データシート（SDS）の交付を受けている事業場の割合を80%以上とする。
 - ・ 第三次産業及び道路貨物運送事業の腰痛による疾病者数（休業4日以上。以下同じ。）を第12次労働災害防止期間中の平均疾病者数（5年間の平均値）と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
 - ・ 職場での熱中症による死傷災害を第12次労働災害防止期間中の平均死傷者数（5年間の平均値）と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
 - ・ 受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業場の割合を85%以上とする。

(4) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、長崎労働局地方労働審議会に報告する。また、必要に応じ計画を見直す。

2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

(1) 労働災害の発生状況と対策の方向性

県内の労働災害については、1985年（昭和60年）には年間3,000人の労働者が被災し、30人以上もの尊い命が失われていたものが、近年は半数を切るところまで改善している。

しかしながら、ここ20年間の労働災害の発生状況について、労働災害防止計画の期間ごとに平均して見ると、重点として取り組んできた製造業については全業種平均の減少率を上回り、着実に減少してきているものの、当局が重点として取り組んできた食料品製造業については、減少はしているものの、その減少幅は小さく、輸送用機械器具製造業（造船業）については、減少率こそ製造業平均を上回るも、依然として死亡災害等重篤な災害が発生しており、同じく死亡災害が後を絶たない建設業にあっては、死亡災害が全体の3分の1以上を占める状況にあり、引き続き重点業種として取り組むことが必要な状況にある（表1）。

これらの背景としては、合理化や世代交代による作業に習熟したベテラン作業員の不足、経営効率化のための業務アウトソーシングの進展による製造現場に十分習熟しない協力企業の増加などがあげられる。

一方、全国的に労働災害の増加が懸念される第三次産業については、県内でも増加傾向にあり、特に社会福祉施設における労働災害の増加が著しい状況にある。

第三次産業は、多店舗展開の小売業のように事業場が分散している業態が多く、個々の事業場に与えられる権限や予算も十分でないため、事業場ごとの安全衛生管理の仕組みが期待される役割を果たせていない場合があると考えられる。そのほか、第三次産業の多くの業種については、危険性の高い機械や化学物質を使用していることが少なく、事業者はもとより、労働者においても危険に対する認識が不十分であり、このことも災害が減少しない要因と考えられる。

また、労働災害を事故の型別で見ると、「転倒」による労働災害が増加傾向にあり、第12次労働災害防止期間中では最も多く発生している（表3）。

製造業にあっては、機械災害対策として重点的に取り組んできた、「はさまれ・巻き込まれ」災害が全産業の平均減少率を上回るも、「転倒」災害については、食料品製造業で増加している状況などから減少していない状況にある（表4）（表5）。

造船業及び建設業については、重点的に取り組んできた「墜落・転落」災害による死傷者数が、製造業の減少率を上回り、約半数まで減少してきたものの死亡災害の撲滅には至っていない（表6）（表7）。

林業については、死亡災害が発生している伐木等作業における「激突され」災害の対策を強化していくことが必要な状況にある（表8）。

道路貨物運送業については、荷役作業中における「墜落・転落」災害について、小売業及び社会福祉施設については「転倒」災害が減少しておらず、対策を強化していくことが必要な状況にある（表9～表11）。

《表1》 災防期間ごとの労働災害による死傷者数の推移（9次防～12次防）

	9次防 期間平均	期間中 死亡計	10次防 期間平均	期間中 死亡計	11次防 期間平均	期間中 死亡計	12次防 期間平均	期間中 死亡計	平成28年 年千人率
製造業	472	17	396	15	359	18	337	11	4.6
9次防からの増減率(%)	—	—	-16%	-12%	-24%	6%	-29%	-35%	
(食料品製造業)	138	3	133	2	132	2	129	0	7.8
9次防からの増減率(%)	—	—	-4%	-33%	-4%	-33%	-7%	-100%	
(輸送用機械器具)	81	3	67	6	62	7	55	4	5.6
9次防からの増減率(%)	—	—	-17%	100%	-23%	133%	-32%	33%	
建設業	404	54	284	37	195	30	197	26	6.3
9次防からの増減率(%)	—	—	-30%	-31%	-52%	-44%	-51%	-52%	
道路貨物運送業	128	10	127	11	107	8	104	5	10.4
9次防からの増減率(%)	—	—	-1%	10%	-16%	-20%	-19%	-50%	
林業	25	2	20	1	18	3	12	1	30.2
9次防からの増減率(%)	—	—	-20%	-50%	-28%	50%	-52%	-50%	
第3次産業	483	16	584	19	620	14	660	15	2.0
9次防からの増減率(%)	—	—	21%	19%	28%	-13%	37%	-6%	
(小売業)	136	5	140	3	141	1	150	1	2.2
9次防からの増減率(%)	—	—	3%	-40%	4%	-80%	10%	-80%	
(社会福祉施設)	22	0	55	0	89	0	119	0	2.8
9次防からの増減率(%)	—	—	150%	—	305%	—	441%	—	
業種合計	1,671	101	1,531	90	1,420	80	1,417	69	2.8
9次防からの増減率(%)	—	—	-8%	-11%	-15%	-11	-15%	-32%	

※年千人率とは、労働者1,000人あたり、1年間に発生する死傷者数で、年間死傷者数/労働者数×1,000で求められる

※年千人率に用いた労働者数は、「平成26年経済センサス基礎調査」（総務省）による

※12次防の期間平均は、平成25年～28年の平均である。

《表2》 労働者数の推移

	平成18年		平成21年		平成26年	
	適用労働者数	災害件数 年千人率	適用労働者数	災害件数 年千人率	適用労働者数	災害件数 年千人率
製造業	70,646	429 6.1	69,832	348 5.0	74,632	364 4.9
(食料品製造業)	15,266	142 9.3	14,400	126 8.8	16,810	141 8.4
(輸送用機械器具)	8,610	72 8.4	17,367	69 4.0	10,240	56 5.5
建設業	34,829	302 8.7	33,511	196 5.8	31,088	215 6.9
道路貨物運送業	10,723	100 9.3	11,957	102 8.5	10,142	112 11.0
林業	147	11 74.8	433	14 32.3	232	10 43.1
第3次産業	325,578	629 1.9	341,942	629 1.8	361,523	630 1.7
(小売業)	73,277	134 1.8	73,402	147 2.0	73,703	152 2.1
(社会福祉施設)	30,966	62 2.0	35,471	85 2.4	49,940	117 2.3
業種合計	492,515	1,585 3.2	509,107	1,404 2.8	524,234	1,458 2.8

《表 3》 災防期間ごとの事故の型別労働災害の推移（9次防～12次防）（全産業）

全産業	9次防 期間平均	10次防 期間平均	11次防 期間平均	12次防 期間平均	各災防期間 平均計
転倒	270(1)	307	306	338	1,221
9次防からの増減率(%)	—	14%	13%	25%	
墜落・転落	315(7)	262(5)	249(5)	258(3)	1,084
9次防からの増減率(%)	—	-17%	-21%	-18%	
はさまれ・巻き込まれ	257(3)	201(1)	170(3)	155(1)	784
9次防からの増減率(%)	—	-22%	-34%	-40%	

《表 4》 災防期間ごとの事故の型別労働災害の推移（9次防～12次防）（製造業）

製造業	9次防 期間平均	10次防 期間平均	11次防 期間平均	12次防 期間平均	各災防期間 平均計
はさまれ・巻き込まれ	121(1)	87	78	68	354
9次防からの増減率(%)	—	-28%	-36%	-44%	
転倒	61	63	58	61	243
9次防からの増減率(%)	—	3%	-5%	0%	
切れ・こすれ	60	52	48	40	200
9次防からの増減率(%)	—	-13%	-20%	-33%	

《表 5》 災防期間ごとの事故の型別労働災害の推移（9次防～12次防）（食料品製造業）

食料品	9次防 期間平均	10次防 期間平均	11次防 期間平均	12次防 期間平均	各災防期間 平均計
はさまれ・巻き込まれ	36(1)	32	29	23	120
9次防からの増減率(%)	—	-11%	-19%	-36%	
切れ・こすれ	34	30	27	21	112
9次防からの増減率(%)	—	-11%	-19%	-36%	
転倒	29	32	33	35	129
9次防からの増減率(%)	—	10%	14%	21%	

《表 6》 災防期間ごとの事故の型別労働災害の推移（9次防～12次防）（造船業）

造船業	9次防 期間平均	10次防 期間平均	11次防 期間平均	12次防 期間平均	各災防期間 平均計
墜落・転落	23(1)	14(1)	14(1)	13	64
9次防からの増減率(%)	—	-39%	-39%	-43%	
はさまれ・巻き込まれ	14	10	9(1)	8	41
9次防からの増減率(%)	—	-29%	-36%	-43%	

《表 7》 災防期間ごとの事故の型別労働災害の推移（9次防～12次防）（建設業）

建設業	9次防 期間平均	10次防 期間平均	11次防 期間平均	12次防 期間平均	各災防期間 平均計
墜落・転落	118(5)	90(3)	64(2)	70(3)	342
9次防からの増減率(%)	—	-39%	-39%	-43%	
はさまれ・巻き込まれ	50(1)	37	22(1)	22	131
9次防からの増減率(%)	—	-26%	-56%	-56%	

《表 8》 災防期間ごとの事故の型別労働災害の推移（9次防～12次防）（林業）

林業	9次防 期間平均	10次防 期間平均	11次防 期間平均	12次防 期間平均	各災防期間 平均計
激突され	4(1)	5(1)	5(1)	4(1)	19
9次防からの増減率(%)	—	-39%	-39%	-43%	
切れ・こすれ	8	5	3	3	18
9次防からの増減率(%)	—	-38%	-63%	-63%	

《表 9》 災防期間ごとの事故の型別労働災害の推移（9次防～12次防）（道路貨物運送業）

道路貨物運送業	9次防 期間平均	10次防 期間平均	11次防 期間平均	12次防 期間平均	各災防期間 平均計
墜落・転落	33	31	33	31	128
9次防からの増減率(%)	—	-6%	0%	-6%	
交通事故	13(2)	9(2)	9(1)	6(1)	37
9次防からの増減率(%)	—	-31%	-31%	-54%	

《表 10》 災防期間ごとの事故の型別労働災害の推移（9次防～12次防）（小売業）

小売業	9次防 期間平均	10次防 期間平均	11次防 期間平均	12次防 期間平均	各災防期間 平均計
転倒	44	46	47	56	193
9次防からの増減率(%)	—	5%	7%	27%	
交通事故	17(1)	15(1)	18(1)	19(1)	69
9次防からの増減率(%)	—	-12%	6%	12%	

《表 11》 災防期間ごとの事故の型別労働災害の推移（9次防～12次防）（社会福祉施設）

社会福祉施設	9次防 期間平均	10次防 期間平均	11次防 期間平均	12次防 期間平均	各災防期間 平均計
転倒	5	18	30	43	96
9次防からの増減率(%)	—	260%	500%	760%	
動作の反動・無理な動作	7	13	28	33	81
9次防からの増減率(%)	—	86%	300%	371%	

（2）労働者の健康確保をめぐる動向と対策の方向性

現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている。

また、働き過ぎによって多くの方々の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっている。過労死等で労災認定される方は、全国で毎年800人前後、そのうち200人前後の方が死亡又は自殺（未遂を含む。）に至っている（表12）。県内では2016年度（平成28年度）において15人が労災認定され、そのうち約半数の方が死亡又は自殺に至っている（表13）。

このような中で、過労死等防止対策推進法が2014年（平成26年）に成立し、国や地方公共団体は過労死等防止対策を推進するために、調査研究、啓発、相談体制の整備及び民間団体への支援を行うとともに、過労死等防止対策推進協議会を設置することとされている。

過労死等を未然に防止するためには、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要である。2015年（平成27年）12月には、メンタルヘルス不調を未然に防止することを主な目的としたストレスチェック制度が創設され、労働者のメンタルヘルス対策は新たな一步を踏み出している。

ストレスチェック制度は、労働者一人ひとりのストレスを把握して自身の気づきを促すとともに、その結果を集団ごとに分析して職場環境の改善に活用することが重要である。

また、高ストレスやメンタルヘルス不調等の労働者が、産業医等による健康相談などを安心して受けられる環境を整備することも重要である。

一方で当局が2017年（平成29年）6月に実施したアンケート調査結果によると、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業者の割合は42%で半数に満たない。また、メンタルヘルス対策を行えない理由として最も多いものが「メンタルヘルス対策の知識を持った者がいない」というものであった。

こうした状況を踏まえると、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の取組や、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進するため、第一に事業場ごとにメンタルヘルス対策の知識を有する者「メンタルヘルス担当者」を育成していくことが必要な状況にある。

《表12》脳・心臓疾患及び精神障害による支給決定件数の推移（全国）

全 国		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
脳・心臓疾患	支給決定件数	338	306	277	251	260
	うち死亡件数	123	133	121	96	107
精 神 障 害	支給決定件数	475	436	497	472	498
	うち自殺件数	93	63	99	93	84
支給決定件数合計		813	742	774	723	758
うち死亡・自殺件数		216	196	220	189	191

《表13》脳・心臓疾患及び精神障害による支給決定件数の推移（長崎）

長 崎		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
脳・心臓疾患	支給決定件数	6	2	1	5	4
	うち死亡件数	2	2	0	2	3
精 神 障 害	支給決定件数	12	2	7	7	11
	うち自殺件数	3	0	2	1	4
支給決定件数合計		18	4	8	12	15
うち死亡・自殺件数		5	2	2	3	7

（3）傷病を抱える労働者等の動向と対策の方向性

傷病を抱える労働者は、労働人口の3人に1人にいるとされている。

自分の仕事に期待してくれる人々がいることは、職場に自分の存在意義を確認でき、病と闘う励みにもなる。一方で自分のキャリアを失うことを恐れて周囲に病気のことを相談できない方もおり、誰にも伝えていない中での治療は肉体的にも精神的にも厳しいものがある。また、倦怠感やうつ症状など本人以外には理解しにくい副作用もあり、やる気がないと思われたくないために必要以上に頑張

り、身体を壊して職場を離れる選択をする方もいる。

今後、労働力の高齢化の進行が見込まれる中、事業場において支援が必要となる場面はさらに増えることが予想される。

こうした状況を踏まえると、傷病を抱える労働者等の健康確保対策を推進していくことが必要な状況にある。

(4) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性

産業現場で使用される化学物質は約7万種類に及び、毎年1千物質程度の新規化学物質の届出がなされている。これら膨大な種類の化学物質のうち、労働安全衛生関係法令によって、ばく露防止措置、作業環境測定、特殊健康診断、ラベルの表示、リスクアセスメントの実施等の対策が義務付けられているものは663物質であるが、その他多くの化学物質については、対策の基本となる危険性や有害性等の情報の通知さえ十分行われているとはいえない状況にある。

また、石綿による健康障害の防止については、2028年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えると予想されており、対策の強化に取り組むことが必要な状況にある。

3 計画の重点事項

先に述べた安全衛生を取り巻く現状と対策の方向性を踏まえ、以下の8項目を重点事項とする。

- (1) 業種別の重点対策の推進
- (2) 災害種別の重点対策の推進
- (3) 過労死等の防止対策等、労働者の健康確保対策等の推進
- (4) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (5) 傷病を抱える労働者等の健康確保対策の推進
- (6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (7) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (8) 国民全体の安全・健康意識の高揚

4 重点施策ごとの具体的取組

(1) 業種別の重点対策の推進

ア 製造業における労働災害防止対策

(ア) 食料品製造業に対する労働災害防止対策

- ・ 食品加工用機械への「はさまれ・巻き込まれ」災害は、減少傾向にあるものの未だ発生件数に占める割合は高いことから、継続的に食品加工用機械の安全対策について周知・指導を徹底する。一方、増加している「転倒」災害については、4S（整理、整頓、清掃、清潔）、注意喚起を促すステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等など「STOP! 転倒災害プロジェクト」の取組の促進を図り、増加傾向に歯止めをかける。
- ・ 現場に安全活動を浸透させるため、他の製造業と同様に職長に対する教育の実施を推進する。

(イ) 造船業における労働災害防止対策

- ・ 造船業では、重篤災害に繋がる危険性が高い、高所からの墜落災害及びクレーンによる挟まれ災害について安全対策の徹底を指導する。
- ・ 重層下請構造にある造船業にあつては、統括安全衛生管理体制の確立を図り、請負事業者の職長・安全衛生責任者との連絡調整の実施について徹底を図る。

イ 建設業における労働災害防止対策

- ・ 建設業においては、「墜落・転落」災害が死亡災害の半分を占める状況にあることから、墜落防止措置の徹底を指導する。

また、高所作業時におけるフルハーネス型安全帯の使用について周知を図り、労働安全衛生法改正後は、事業者に対し、適切な指導を徹底する。

- ・ 解体工事における死亡災害の占める割合が徐々に増加し、今後も鉄筋コンクリートの建築物、鉄骨の建築物、橋梁等の解体工事が増加すると見込まれることから、解体工事における「崩壊・倒壊」災害及び「建設重機」災害防止のための安全対策並びに「粉じん」、「アスベスト」ばく露防止対策について指導を行う。

また、地方自治体と連携し、解体工事業登録申請の際に、石綿含有物（レベル3）に係る届出範囲の拡大と石綿ばく露防止対策の徹底について周知を行う。

- ・ 地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成29年6月9日閣議決定）に基づき、国土交通省及び地方自治体等と緊密な連携の下に、施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等の施策を着実かつ計画的に実施する。

また、元請事業者、下請事業者それぞれの責任の所在を明確にし、元請事業者を中心とした統括管理体制の確立についても指導を行う。

- ・ 地方自治体等との連携を強化し、建設業等の許可基準に安全衛生に関する事項を盛り込んでもらうことや、公共事業発注時の入札要件に安全衛生への取組を盛り込んでもらう等の取組を進める。

ウ 林業における労働災害防止対策

- ・ 林業の労働災害においては、伐木・造材作業中における労働災害の発生が目立つことから、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に示した安全な伐倒方法等の普及、下肢を保護する防護衣の着用の徹底、安全なかかり木処理の方法の普及等により、林業における労働災害の一層の減少を図るため、林野庁、関係団体等を交え、伐木等作業の安全対策の充実強化を図る。
- ・ 林業・木材製造業労働災害防止協会の安全管理士等による指導と併せ、森林管理署及び林業・木材製造業労働災害防止協会等と連携し、林業普及指導員等による伐木等作業現場での労働災害の防止対策について指導の充実を図る。

エ 道路貨物運送事業対策

- ・ 道路貨物運送事業における労働災害の多くが荷役作業時に発生していることから、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月25日付け基発0325第1号）（以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づき、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。
- ・ 国土交通省と連携し、荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請する。

オ 第三次産業における労働災害防止対策

- ・ 労働災害が増加傾向にある小売業、社会福祉施設等については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限、予算が限定的であり、本社・本部による労働災害防止対策への参画が求められる。このような業態の事業場について、事業場単位の安全衛生管理に加え、企業単位での安全衛生管理の推進について、周知・指導を行う。
- ・ 経営トップに対する意識啓発や「危険の見える化」、リスクアセスメントによる設備改善、KY活動等による危険感受性の向上のための働きかけに取り組む。
- ・ 各労働災害防止団体及び業界団体と連携して、安全衛生委員会等の設置、委員会等の活動の実施方法、必要な人材の育成等について周知を図る。
- ・ 第三次産業の事業場が実効ある取組を行えるようにするため、厚生労働省が委託事業として実施予定の労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント等の専門家の活用について周知を行う。
- ・ 社会福祉施設における腰痛予防対策については、安全衛生教育の徹底だけでなく、介護機器等の導入促進もあわせて指導を行う。
- ・ 小売業・飲食店については、非正規雇用労働者の割合が高く、経験の浅い労働者が被災する割合が高いことから、雇入れ時の安全衛生教育の徹底について周知・指導を行う。

(2) 災害種別の重点対策の推進

ア 機械災害防止対策の推進

- ・ 動力機械を使用する上での安全性の確認を図るため「危険性・有害性等の調査等」（リスクアセスメント）の実施の促進を図る。
- ・ 生産設備の高経年化に伴い、設備の劣化による労働災害の増加が懸念されるため、施設・設備の経年劣化によるリスクを低減していくという観点から、一定年数を経過した施設・設備に対する点検・整備等について周知・指導を行う。

イ 転倒災害の防止

- ・ 労働災害の2割強を占める転倒災害については、4S（整理、整頓、清掃、清潔）、注意喚起を促すステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図る。
- ・ 加齢に伴う身体機能の低下で発生リスクが高まることから、これを予防するための転倒災害防

止に係る体操の周知・普及を図る。

ウ 腰痛の予防

- ・ 腰痛について、安全衛生教育の確実な実施を推進するとともに、介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進について情報提供等を行う。
- ・ 荷物の積み卸し等の定型的な重筋業務を行う場合にも、身体への負担を軽減する機械等の普及を図る方策について検討する。

エ 熱中症の予防

- ・ JIS 規格に適合した WBGT 値測定器を普及させるとともに、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT 値の測定とその結果に基づき、休憩の確保や水分・塩分の補給並びに休憩時の体調確認の実施などについて周知・指導を行う。
- ・ 熱中症の発生件数が最も多い建設業の土木工事については、猛暑日の炎天下での作業中止等の措置について指導を行う。なお、土木工事の大半が公共工事であることから、炎天下での作業中止等が可能な工期の設定等について、公共工事発注機関に対する要請を行う。
- ・ 熱中症予防対策の理解を深めるために、建設業労働災害防止協会長崎県支部と連携し、先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの提供を行う。

オ 交通労働災害対策

- ・ バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場に対する道路運送法、貨物自動車運送事業法により選任される運行管理者の講習（2年ごと）に際し、国土交通省と連携して、交通労働災害防止のための教育を推進する。
- ・ 交通労働災害については、死亡災害の過半数が、バス、トラック、タクシー等の事業場以外の事業場で発生していることを踏まえ、各警察署や交通安全協会等と連携し、あらゆる業種の業界団体に対し、実効ある交通労働災害防止対策が展開されるよう働きかける。

(3) 過労死等の防止対策等、労働者の健康確保対策等の推進

ア 労働者の健康確保対策の強化

(ア) 企業における健康確保措置の推進

- ・ 過重労働・メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等、労働者の心身の健康管理に対する対策がこれまでになく強く求められていることから、労働者の健康管理に関するトップの取組方針の設定・表明等企业における健康確保措置を推進する。

(イ) 産業医・産業保健機能の強化

- ・ 過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、産業医による面接指導や健康相談等が確実に実施されるようにし、労働者の健康管理を強化する。
- ・ 過労死等を防止するためには、産業医等が医学専門的な立場から働く一人ひとりの健康確保のため、適切な指導・助言を行うことが重要であることから、産業医活動の活性化について周知・指導を行う。

- ・ 衛生委員会等の活動の活性化を図るとともに、必要に応じて、衛生委員会の審議事項等について見直しを検討する。

(ウ) 過重労働による健康障害防止対策の推進

- ・ 過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害を防止するため、時間外労働の上限規制による過重労働の防止を図るとともに、リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、長時間労働者への医師による面接指導の対象者の見直しや労働時間の客観的な把握等、労働者の健康管理を強化する。

イ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

(ア) メンタルヘルス不調の予防

- ・ 過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、産業医による面接指導や健康相談等が確実に実施されるようにし、労働者の健康管理を強化する。
- ・ 事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を引き続き推進するとともに、特に、事業場外資源を含めた相談窓口の設置を推進することにより、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境を整備する。また、仕事や職業生活に関する不安や悩み、ストレスについて労働者が相談できる相談先に関する情報を提供する。
- ・ ストレスチェック制度について、高ストレス者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組やストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の取組を推進することで、各事業場において、ストレスチェック制度の適切な実施を通じた総合的なメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- ・ 小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組を推進するため、長崎産業保健総合支援センターと連携し、普及促進を図る。

(イ) パワーハラスメント対策の推進

- ・ 労働者が健康で意欲を持って働けるようにするためには、労働時間管理やメンタルヘルス対策だけでなく、職場のパワーハラスメントを防止する必要があることから、働き方改革実行計画を受けて開催された有識者と労使関係者からなる検討会の検討結果を踏まえて、パワーハラスメント対策を推進する。

(ウ) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を活用した健康促進

- ・ 身体活動は、抑うつや不安の発生の予防、これらの症状の改善に有用であることが明らかになってきていることから、スポーツ庁が策定したスポーツ基本計画と連動して見直される「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」に基づく運動実践を通じた労働者の健康増進について、周知・広報を行う。

ウ 雇用形態の違いに関わらない安全衛生の推進

- ・ 雇用形態の違いに関わらず、安全衛生教育や健康診断、安全衛生委員会への参画等について適正に実施されるようにする。

エ 兼業、副業、テレワークの拡大への対応

- ・ 兼業、副業の拡大が見込まれる中で、このような働き方を選択した労働者の健康確保のため、労働時間、業務内容、健康診断等について、事業者が法令を踏まえた適切な措置について周知を図る。
- ・ テレワークについては、労働者の健康確保措置のために必要な労働時間管理を適切に行うとともに、必要な安全衛生教育、健康診断等が確実に実施されるよう周知を行う。

(4) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

ア 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の労働災害の防止

(ア) 高年齢労働者対策

- ・ 転倒や腰痛が増加傾向にあることを踏まえ、高齢な労働者に配慮した職場環境の改善や身体機能向上のための健康づくり等、高年齢労働者の安全と健康確保のための配慮事項について、その普及を図る。

(イ) 非正規雇用労働者対策

- ・ 派遣労働者の労働災害を防止するため、派遣労働者に関する雇入れ時の安全衛生教育や健康診断の実施など、安全衛生活動の徹底について周知・指導を行う。
- ・ 小売業や飲食店については、非正規雇用労働者の割合が高く、経験の浅い労働者が被災する割合が高いことを踏まえ、業界団体と連携しつつ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底について、指導を行う。

(ウ) 外国人労働者、技能実習生対策

- ・ 技能実習を終えて帰国した者等について、建設業、造船業、製造業の労働者として入国することを認める制度が創設されたことから、外国人労働者による労働災害の増加が危惧される。こうした点を踏まえ、関係府省及び外国人技能実習機構と連携して、外国人労働者を雇用する事業場に対し、安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示、健康管理の実施の徹底を図る。あわせて、安全衛生教育の実施に当たっては、外国人労働者向けの安全衛生教育マニュアルの活用を指導する。
- ・ 特に、技能実習生については、外国人技能実習機構と連携し、監理団体や技能実習生の受入を行う事業場に対する労働災害防止のための取組を推進する。

(エ) 職場における「危険の見える化」の推進

- ・ 多様な働き方がみられる中、派遣労働者、若年労働者や未熟練労働者が現に就労する事業場での知識・経験の程度に関わらず、また、外国人労働者が日本語の理解度に関わらず、安心して働ける職場を実現していけるよう、「危険の見える化」に配慮しながら、労働災害防止に関する標識、掲示等の普及を推進する。

また、非定常作業において重篤な労働災害が多発する傾向にあることから、作業内容や作業に伴う危険性及び災害防止対策等について、作業開始前に関係者全員参加による KYT など災害防止活動の実施について指導を行う。

(オ) 災害要因の分析

- ・ 事業者から提出された労働者死傷病報告、労働基準監督署による災害調査や監督・指導等の情報を的確に集約分析し、同種事案の再発防止策や指導方針の検討に活用する。

イ 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応

- ・ 建設業における一人親方については、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画に基づき、長崎県の「基本計画」の策定に参画し、安全教育の実施など、必要な対応について検討する。

(5) 傷病を抱える労働者等の健康確保対策の推進

ア 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

- ・ 傷病を抱える労働者の就労の継続に当たっては、業務によって傷病を増悪させてしまうことがないよう、事業場において就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われる必要がある。このため、治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（平成 28 年 2 月策定）（以下「両立支援ガイドライン」という。）の周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。
- ・ 両立支援ガイドラインに基づく企業と医療機関の連携を一層強化するため、企業向け、医療機関向けマニュアルを作成し、産業保健総合支援センターにおける研修の実施等により普及を図る。また、長崎地域両立支援推進チームの活動等を通して、地域における企業、医療機関等関係者の具体的連携について協議を行う。

イ 傷病を抱える労働者に寄り添い継続的に支援する人材の育成と相談体制の充実

- ・ 治療と仕事の両立支援は、傷病を抱えた労働者本人による支援の申出が起点となるが、当該申出が躊躇なく行われることが重要であることから労働者、主治医、企業・産業医のコミュニケーションのサポートを行うために、各医療機関や産業保健総合支援センターに配置予定の「両立支援コーディネーター」の活用促進について情報交換を行う。

(6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

(ア) 化学物質リスクアセスメントの実施

- ・ 安全データシートを活用した化学物質のリスクアセスメントの実施を周知・指導する。

(イ) 化学物質の有害情報の的確な把握

- ・ 化学物質等が健康に及ぼす影響について、厚生労働省から示された有害性等の情報を広く事業者等に周知する。

(ウ) 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実

- ・ 事業者による化学物質管理を実効あるものとするためには、労働者が化学物質の危険有害性やばく露防止の方法等を正しく理解することが重要である。このため、雇い入れ時教育等の安全衛生教育について、化学物質のラベル表示や SDS による情報の理解、保護具の正しい着用方法などの具体的な内容を示すこと等、その充実を指導する。

また、大量ばく露や誤飲事故などが発生した場合の応急処置の方法等についても、十分に教育を行うとともに、作業場に取り扱い上の注意事項や応急処置の方法等に関する掲示等についても指導を行う。

- ・ 危険有害性が判明していない化学物質が安易に用いられないようにするため、事業者及び労働者に対して、危険有害性が不明であることが無害であることを意味しないことについて指導・啓発を行う。

イ 石綿による健康障害防止対策

(ア) 解体等作業における石綿ばく露防止

- ・ 石綿が用いられている建築物の解体工事の増加が見込まれる中、石綿使用の有無の調査が十分に行われないうまま解体工事が施工される事例等も報告されている。このため、解体工事等の届出対象の拡大等により、事業者による石綿の把握漏れ防止を徹底する

(イ) 労働者の化学物質取扱履歴等の記録の保存

- ・ 石綿をはじめ化学物質による健康障害は長期間経過後に発生することがあることから、個々の労働者のばく露の状況等を継続的に把握し保存しておくことが必要である。このため、事業廃止時も含め、こうした情報の保存を推進する。

ウ 受動喫煙防止対策

- ・ 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発や事業者に対する効果的な支援の実施により、職場での禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策について周知を行う。
- ・ 喫煙室の清掃等、職務上受動喫煙を受ける蓋然性の高い作業における対策として、換気等による有害物質濃度の低減や、保護具の着用等について周知を行う。

エ 電離放射線による健康障害防止対策

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所での緊急作業に従事した労働者に対して、離職後を含めて長期的に被ばく線量等を追跡できるデータベースを活用し、メンタルヘルスケアを含めた健康相談等の相談窓口等の情報について周知を行う。
- ・ 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の徹底を図るとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存を適切に行うよう指導する。

オ 粉じん障害防止対策

- ・ 粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。

(7) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

ア 企業のマネジメントへの安全衛生の取込

- ・ 労働災害防止には、企業の経営トップ等の関与が重要であることから、企業のマネジメントの中へ安全衛生を位置付けることを推奨していくとともに、労働者の安全衛生に関するトップの取組方針の設定・表明等、企業における健康確保措置を推進する。

イ 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

- ・ 改正予定の労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針について普及促進を図る。

ウ 業界団体内の体制整備の促進

- ・ 業界団体による自主的な労働災害の防止に向けた取り組みが重要であることから、業界団体に対して要請等を行う。
- ・ 労働災害が増加傾向にある業種等については、労働災害防止団体活動と連携した業界団体等による自主的な安全衛生活動の促進策を検討する。

エ 中小規模事業場への支援

- ・ 労働災害の発生状況を事業場規模別にみると、労働災害の多くは中小規模事業場で発生している。中小規模事業場は安全衛生管理体制が脆弱であり、安全衛生活動が比較的低調であることから、こうした事業場に対する安全管理士や衛生管理士による職場改善指導等の災害防止団体を通じた支援の充実を図る。

(8) 国民全体の安全・健康意識の高揚

ア 高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施

- ・ 職場における安全確保や健康管理の仕組み、メンタルヘルス等に係る基礎知識等について、「学校安全の推進に関する計画」（学校保健安全法）等を活用した学校教育への取り込み等を働きかける。

イ 危険体感教育及び震災に備えた対策の推進

- ・ 労働者の危険感受性の低下が、労働災害が減少しない原因の一つとなっているとの指摘があることを踏まえ、VR（バーチャル・リアリティ）技術を応用した危険感受性を高めるための教育の推進を図る。

ウ 技能検定試験の関係団体との連携

- ・ 職業能力開発促進法に基づく技能検定試験の関係団体と連携して、安全衛生に係る最新のデータや行政動向を技能検定の受検者をはじめとする労働者等に対して提供することにより、安全衛生に関する知見の普及を推進する。